

第13回

定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時 2026年6月27日（土）午前11時00分

場 所 東京都渋谷区道玄坂1-21-1

渋谷ソラスト 4階

渋谷ソラスト コンファレンス 4D



株式会社コンヴァノ

証券コード：6574

ごあいさつ



代表取締役社長

上四元 絢

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

当社グループは、2026年3月期において、ネイル事業の実績と市場環境の変化を踏まえ、事業・財務戦略を最適化し、「実業による持続的成長」を経営の中核として、既存事業による安定的な事業基盤を強化しながら、新規事業領域への展開を並行して進め、中長期的な成長に向けた体制整備を推進しております。

また、2026年5月に第3次中期経営計画を公表いたしました。本計画は、既存契約・ネットワーク・既存事業の積み上げを基礎とした、達成確度を重視し、かつ実現可能性を担保する堅実な計画です。

今後は、ネイル事業による安定的なキャッシュフローを基盤に、AI事業・ヘルスケア事業・コンサルティング事業を中心に、収益性と成長性を両立する事業ポートフォリオの構築を進めてまいります。

株主還元につきましては、安定配当を基本方針とし、機動的な資本政策を通じて、株主価値向上に努めてまいります。

今後も更なる持続的成長と企業価値向上を、目指してまいりますので、引き続きご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

株 主 各 位

証券コード 6574

2026年6月12日

電子提供措置の開始日 2026年6月5日

東京都渋谷区桜丘町22番14号

株式会社コンヴァノ

代 表 取 締 役 **上四元 絢**

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトからアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.convano.com/>

（上記ウェブサイトからアクセスいただき、メニューより「IR情報」、「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトからアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「コンヴァノ」又は「コード」に当社証券コード「6574」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日のご出席に代えて、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますと、2026年6月26日（金曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月27日（土曜日）午前11時00分 (前回と開催時刻が異なりますのでご注意ください。)
2 場 所	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階 渋谷ソラスタ コンファレンス 4D (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。前臨時総会と同じ階ですが、会場が異なりますので、お間違えの無いようお願い申し上げます。)
3 会議の目的事項	報告事項 第13期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 取締役5名選任の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 資本準備金の額の減少の件 第4号議案 資本金の額の減少の件 第5号議案 剰余金の配当の件

以 上

- 電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・ 事業報告

「企業集団の現況に関する事項」のうち「事業の経過及びその成果」「財産及び損益の状況」「対処すべき課題」「主要な事業内容」「主要な事業所」「使用人の状況」「主要な借入先」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「株式に関する事項」、「新株予約権に関する事項」、「会社役員に関する事項」のうち「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」「社外役員に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び運用状況に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

- ・ 連結計算書類

「連結財政状態計算書」、「連結損益計算書」、「連結持分変動計算書」、「連結注記表」

- ・ 計算書類

「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

- ・ 監査報告

「連結計算書類に係る会計監査報告」、「会計監査報告」、「監査役会 監査報告」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.convano.com/>)

議決権行使についてのご案内

書面郵送又はインターネットで議決権を行使される場合

書面郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月26日（金曜日）午後6時到着分まで

インターネット



次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月26日（金曜日）午後6時まで

株主総会にご出席される場合

株主総会ご出席



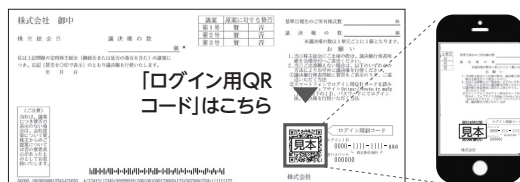
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場いただくことができませんので、ご注意ください。

株主総会開催日時 2026年6月27日（土曜日）午前11時

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**です。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

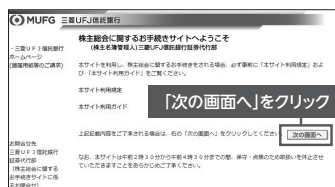
※議決権行使書はイメージです。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

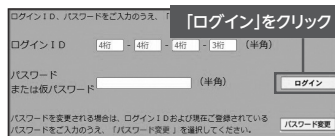
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使サイトにアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降画面の案内に沿って
賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2026年6月26日(金曜日))の午後6時まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

 **0120-173-027** (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

第1号議案

取締役5名選任の件

現任取締役5名のうち、取締役 東 太陽氏は、当社が2026年3月期において計上した暗号資産（ビットコイン）の評価損に係る経営責任を明確化するため、本第13回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任される予定でございます。当該退任に伴い、現任取締役4名（上四元絢氏、横山周平氏、位高力氏、白井真氏）の再任に加え、当社グループにおけるヘルスケアプラットフォーム事業の拡大及び新中期経営計画の遂行に資する新任候補者として舟越勇介氏を新たに招聘し、合計5名の取締役の選任をお願いいたしたく存じます。

本議案は、会社法第329条第1項及び第341条の規定に基づき、株主総会の普通決議をもって決議することを要するものでございます。

本議案に係る各候補者は、当社取締役会において、社外取締役を含めた審議を経て決定いたしました。各候補者は、当社の経営、事業運営、ガバナンス、専門知識等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資する人物として適任であると判断しております。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	かみよつもと あや 上四元 絢	代表取締役社長	再 任
2	よこやま しゅうへい 横山 周平	取締役副社長	再 任
3	いたか つとむ 位高 力	取締役	再 任
4	ふなこし ゆうすけ 舟越 勇介	—	新 任
5	しら い まこと 白井 真	社外取締役	再 任 社 外 独 立

候補者番号

1



かみよつもと あや
上四元 絢

再任

生年月日
1982年3月23日

所有する当社の株式数
946,100株

略歴、地位及び担当

2010年12月 旧 株式会社コンヴァノ（現 当社）入社
営業部・ファストネイル銀座店配属
2011年5月 当社 営業部・ファストネイル大宮店 店長
2015年3月 同 営業部 スーパーバイザー
2017年1月 同 トレーニング部 グループリーダー
2019年4月 同 管理部 グループリーダー
2022年7月 同 経営企画室 グループリーダー
2022年11月 同 執行役員 営業部及び人材教育部管掌
2023年6月 同 代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者の選任理由

上四元絢氏は、当社入社以来、営業部、トレーニング部、管理部、経営企画室の各部門での経験を通じて、当社事業及び経営全般に関する深い知識・経験を有しております。2023年6月の代表取締役社長就任以降、当社の経営戦略の立案・実行をリードし、暗号資産トレジャリー戦略、新規事業開発、AI事業推進等、当社の中長期的な企業価値の向上に向けた取組みを牽引しております。これらの実績及び経営手腕を踏まえ、引き続き当社代表取締役として、当社の経営及び中期経営計画の遂行に従事いただくことが適任と判断し、再任候補者として選任を提案するものでございます。

候補者番号

2



よこやま しゅうへい
横山 周平

再任

生年月日
1984年8月7日

所有する当社の株式数
1,530,000株

略歴、地位及び担当

2006年4月 株式会社アトリエはるか 入社
2007年12月 旧 株式会社コンヴァノ（現 当社）入社
2015年4月 当社 執行役員営業部部長
2018年6月 同 執行役員事業開発室室長
2019年6月 同 取締役最高事業開発責任者 兼 商品・事業開発部部長
株式会社femedia 取締役
2020年1月 当社 取締役最高執行責任者（COO）兼 店舗開発・FC事業部部長
2021年5月 同 取締役最高執行責任者（COO）兼 第1営業部部長
2022年6月 同 取締役副社長（現任）
株式会社femedia 代表取締役社長
2023年8月 同 経営企画室室長
2024年4月 株式会社Convano consulting 代表取締役社長
2025年5月 株式会社Convano consulting 取締役（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者の選任理由

横山周平氏は、当社入社以来、営業部、事業開発部、店舗開発・FC事業部での豊富な経験を有し、2022年6月から取締役副社長として、当社事業運営の中核を担っております。また、㈱Convano consultingの代表取締役社長（現在は取締役）として、グループ事業の拡大に貢献しております。当社の事業運営、グループ経営、新規事業開発における豊富な実務経験を踏まえ、引き続き取締役として当社の経営運営に従事いただくことが適任と判断し、再任候補者として選任を提案するものでございます。

候補者番号 3



い た か つとむ
位 高 力

再 任

生年月日
1978年2月7日

所有する当社の株式数
300,000株

略歴、地位及び担当

2004年11月 おいしい厨房（現（株）おいしい厨房）個人創業
2006年12月 同 代表取締役（現任）
2012年12月 株式会社SMIジャパン 代表取締役
2021年10月 株式会社Cathy Attractive 代表取締役
2024年2月 当社 取締役事業推進部及び人事総務部管掌
2024年3月 当社 取締役（現任）
2024年5月 株式会社シックスヘルスケア 取締役（現任） M&Aテクノマージコンサルティング株式会社（現 虎ノ門キャピタル株式会社） 取締役（現任）
2025年2月 株式会社Convano consulting 取締役（現任）
2025年4月 株式会社アセットクリエイト 取締役
2025年10月 株式会社DataStrategy 取締役（現任）
2026年2月 株式会社アセットクリエイト 代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社おいしい厨房 代表取締役

取締役候補者の選任理由

位高力氏は、長年の経営者としての経験を有し、特に飲食業及び事業創造に関する豊富な知見を有しております。2024年3月の当社取締役就任以降、事業推進部及び人事総務部の管掌として、当社事業の成長戦略の立案・実行に貢献しております。また、(株)シックスヘルスケア、虎ノ門キャピタル(株)、(株)Convano consulting の取締役、(株)アセットクリエイトの代表取締役を兼任し、当社グループ全体の経営に深く関与しております。これらの経歴・実績を踏まえ、引き続き当社取締役として当社の事業推進に従事いただくことが適任と判断し、再任候補者として選任を提案するものでございます。

候補者番号 4



ふ な こ し ゆ う す け
舟 越 勇 介

新 任

生年月日
1985年6月5日

所有する当社の株式数
3,200,000株

略歴、地位及び担当

2011年4月 九州中央病院 臨床研修医 入職
2013年4月 九州大学病院 脳神経外科 入職
2014年4月 飯塚病院 脳神経外科 入職
2015年8月 藤枝平成記念病院 入職
2016年2月 飯塚病院 脳神経外科 入職
2017年4月 小倉記念病院 脳神経外科 入職
2018年4月 神戸市立医療センター中央市民病院 入職
2019年4月 原三信病院 脳神経外科 入職
2023年1月 医療法人社団メディカルフロンティア 入社
2025年10月 株式会社DataStrategy 代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者の選任理由

舟越勇介氏は、医師としての臨床経験に加え、株式会社DataStrategyの代表取締役として事業運営に従事した経験を有しております。当社グループにおけるヘルスケアプラットフォーム事業の拡大及び新中期経営計画の遂行に当たり、医療業界に関する高度な専門性、医療機関ネットワークの構築・運営に関する実務経験、並びに事業経営者としての知見が当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと判断し、新任候補者として選任を提案するものでございます。

候補者番号

5



しら い まこと
白 井 真

再 任 **社 外** **独 立**

生年月日

1976年9月22日

所有する当社の株式数

—

略歴、地位及び担当

2003年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）光和総合法律事務所 入所
2008年4月 財務省 関東財務局証券取引等監視官部門 証券検査官
2010年4月 金融庁 証券取引等監視委員会事務局証券検査課 専門検査官
2012年8月 弁護士再登録（第一東京弁護士会）光和総合法律事務所 パートナー（現任）
2016年6月 ライト工業株式会社 社外取締役（現任）
2018年1月 株式会社マネースクエアホールディングス（現 株式会社マネースクエアHD）社外取締役
2018年7月 株式会社ビットポイントジャパン 社外監査役
2024年6月 当社 社外取締役（現任）
2025年6月 東洋証券株式会社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

光和総合法律事務所 パートナー、ライト工業株式会社 社外取締役、東洋証券株式会社 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

白井真氏は、弁護士として、また財務省関東財務局証券取引等監視官部門 証券検査官、金融庁証券取引等監視委員会事務局証券検査課 専門検査官として、金融商品取引法、証券取引、コーポレート・ガバナンスに関する深い知識・経験を有しております。2024年6月から当社社外取締役を務めており、本総会終結の時をもって社外取締役としての在任年数は2年となります。就任以降、当社のコーポレート・ガバナンスの強化、法令遵守体制の構築、株主・投資家との対話に重要な貢献をしております。また、ライト工業㈱の社外取締役、東洋証券㈱の社外取締役を歴任しており、上場企業の社外役員としての実績も有しております。これらの経歴・専門性を踏まえ、引き続き当社社外取締役として当社のガバナンス強化及び経営の監督に従事いただくことが適任と判断し、再任候補者として選任を提案するものでございます。

当社は、白井真氏について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 白井真氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 同氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。
4. 同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険料については全額会社が負担しており、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 定款変更の必要性及び目的

当社の現在の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとなっております。

当社は、近時の連結子会社の業容拡大及びグループ経営体制の高度化に伴い、グループ全体の経営管理の効率化を目的として、事業年度を「毎年1月1日から同年12月31日まで」へ変更することといたしたく存じます。

2. 定款変更の内容

現行定款の事業年度に関する規定を次のとおり変更するとともに、本議案の効力発生に伴う経過措置として附則を新設するものとございます。

(変更の内容は、次のとおりでございます。下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第12条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第12条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
第13条 (定時株主総会の基準日) 当社は、毎年 <u>3月31日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 2 (条文省略)	第13条 (定時株主総会の基準日) 当社は、毎年 <u>12月31日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 2 (現行どおり)
第41条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から <u>翌年3月31日</u> までの1年とする。	第41条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 <u>1月1日</u> から <u>同年12月31日</u> までの1年とする。

第42条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。 3 (条文省略)	第42条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。 3 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>第1条 (経過措置)</u> <u>2026年4月1日から2026年12月31日までの期間を、第41条にかかわらず、当社の経過事業年度(第14期)とする。</u> <u>第2条 (経過事業年度における中間配当の基準日)</u> <u>第1条に定める経過事業年度(第14期)における中間配当の基準日は、第42条第2項にかかわらず、2026年9月30日とする。</u> <u>第3条 (附則の削除)</u> <u>本附則は、上記経過事業年度の終了をもってこれを削除する。</u>

3. 経過事業年度について

本議案の可決に伴い、現在の事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日までの第13期)の終了後に、決算期を3月期から12月期へ変更する経過措置として、2026年4月1日から2026年12月31日までの9ヶ月間を、当社の経過事業年度(第14期)として取り扱うこととなります。

(経過事業年度のスケジュールは下表のとおりでございます。)

事業年度	開始日	終了日	期間
第13期 (現行)	2025年4月1日	2026年3月31日	12ヶ月
第14期 (経過事業年度)	2026年4月1日	2026年12月31日	9ヶ月

第15期 (変更後第1期)	2027年1月1日	2027年12月31日	12ヶ月
第16期 (以降)	2028年1月1日	2028年12月31日	12ヶ月

4. 決算期変更による主要事項への影響

項目	変更内容
決算期（本決算）	毎年3月31日 → 毎年12月31日
定時株主総会の開催時期	毎年6月 → 毎年3月（経過事業年度後より）
議決権・配当受領権の基準日	毎年3月31日 → 毎年12月31日
剰余金の配当の支払時期	毎年7月末 → 毎年4月中下旬（経過事業年度後より）
四半期決算の発表時期	8月・11月・2月・5月 → 8月・11月・2月（経過事業年度）→ 通常パターンへ
税務上の中間申告	経過事業年度（9ヶ月）は中間申告の対象（法人税法第71条第1項）。 具体的には2026年9月末までの6ヶ月経過後、2ヶ月以内に中間申告書の提出及び納税が必要
連結子会社の決算期	12月期決算の連結子会社が複数存在することから、グループ連結決算の効率化が実現

5. 配当方針への影響

当社は、剰余金の配当について、1株当たり1円の固定配当を毎事業年度実施することを基本方針としております。本議案の可決により、配当の基準日及び支払時期は以下のとおり変更されることとなります。

事業年度	基準日	配当支払時期（予定）
現行（3月期）	毎年3月31日	毎年7月末

経過事業年度（9ヶ月）	2026年12月31日	2027年4月末
変更後第15期以降	毎年12月31日	毎年4月中下旬
1株当たり配当額	本議案による変更なし	1株当たり1円（固定配当）

※ 経過事業年度は9ヶ月間と通常の事業年度より短期となりますが、当社は1株当たり1円の固定配当を維持する方針でございます。

6. 株主の皆様への影響

本議案の可決により、株主の皆様には以下のような影響が生じます。

（1）議決権・配当受領権の基準日の変更

現在の3月31日基準日が、12月31日基準日に変更されます。これは、株主名簿に記載された株主としての権利行使及び配当受領のための権利確定日に変更されることを意味いたします。

（2）定時株主総会開催時期の変更

現在の6月開催から、3月開催に変更されます（経過事業年度終了後より）。株主の皆様には、引き続きご出席又は議決権行使のご協力をお願い申し上げます。

（3）配当支払時期の前倒し

配当支払時期が、現在の7月末から4月中下旬に前倒しされます（経過事業年度後より）。これは、株主の皆様への利益還元の早期化に資するものでございます。

（4）経過事業年度における配当

経過事業年度（9ヶ月間）においても、当社は1株当たり1円の固定配当を実施する方針でございます。期間が9ヶ月と通常より短期間となりますが、配当額は維持する所存です。

7. 効力発生日

本議案は、2026年6月27日（本第13回定時株主総会の終結時）に効力が発生いたします。

なお、第2号議案（定款変更）は会社法第466条に基づく定款変更であり、債権者保護手続を必要とせず、株主総会終結時に即時に効力が発生いたします。第3号議案及び第4号議案とは独立した議案であり、第3号議案・第4号議案の決議の成否にかかわらず、第2号議案単独で効力が発生するものといたします。

第3号議案**資本準備金の額の減少の件****1. 資本準備金の額の減少の必要性及び目的**

当社は、2026年3月期において第3回、第4回新株予約権の行使により多額の払込を受け、その結果、2026年3月31日現在における当社の単体貸借対照表上の資本準備金の額は5,229,924,400円となっております。

一方、当社は、2026年3月期において暗号資産関連損失等を計上したこと等により、単体ベースの繰越利益剰余金が大幅なマイナスとなっており、現状のままでは、株主の皆様への剰余金の配当及び自己株式の取得等による株主還元施策の機動的な実施に重大な制約が生じております。

特に、当社は今後の株主還元の中核施策として、機動的な自己株式の取得の実施を検討しております。

自己株式の取得は、剰余金の配当と並ぶ重要な株主還元施策であり、市場環境・株価動向・業績推移等を踏まえた機動的な意思決定が求められるところ、その実施には会社法第461条第2項に規定する分配可能額が確保されていることが法的前提となります。

当社が今後想定する自己株式取得の規模（約100億円規模を想定）を踏まえると、現在の分配可能額は実質的にマイナスであり、機動的な自己株式取得の実施は法的に困難な状況にあります。

当社は、今後の自己株式取得を機動的に決議・実施可能とすることを最重要目的として、第4号議案（資本金の額の減少）と一体として、本議案により、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その全額を「その他資本剰余金」に振り替えることを株主総会に付議することを提案いたします。

本議案により創出されるその他資本剰余金は、第4号議案による資本金の額の減少と合わせて、当社の会社法第461条第2項に規定する分配可能額を大幅に拡大させるものであり、これにより、当社は今後の自己株式取得を取締役会決議により機動的に実行することが可能となります。

なお、本議案による資本準備金の額の減少は、当社の純資産の額そのものを減少させるものではなく、純資産の部における内訳の振替に過ぎないものであり、当社の財務健全性、信用力及び事業継続性に影響を及ぼすものではありません。

2. 資本準備金の額の減少の要領**(1) 減少する資本準備金の額**

資本準備金の額のうち5,229,924,400円を減少し、減少後の資本準備金の額を0円といたします。

(2) 減少する資本準備金の額の処理方法

減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金として計上いたします。

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年8月6日

（ただし、本議案の効力発生に必要な会社法第449条に定める債権者保護手続が同日までに完了しない場合は、債権者保護手続が完了した日）

3. 本議案によって株主の皆様にもたらされる効果

本議案により、その他資本剰余金が約5,230百万円増加することとなり、これにより当社の会社法第461条第2項に基づく分配可能額が大きく拡大いたします。これは、今後の機動的な自己株式の取得その他の株主還元施策の実施を可能とするものであり、株主の皆様への中長期的な利益還元の柔軟性向上に資するものでございます。

第4号議案**資本金の額の減少の件****1. 資本金の額の減少の必要性及び目的**

当社の現在の単体貸借対照表上の資本金の額は5,239,924,400円となっております。

当社は、2026年3月期において暗号資産トレジャリー戦略に基づく暗号資産関連損失を計上したこと等により、単体ベースの繰越利益剰余金が大幅なマイナスとなっており、現状のままでは、株主の皆様への剰余金の配当及び自己株式の取得等による株主還元施策の機動的な実施に重大な制約が生じております。

当社が今後想定する自己株式取得の規模（約100億円規模を想定）を踏まえると、現在の分配可能額は実質的にマイナスであり、機動的な自己株式取得の実施は法的に困難な状況にあります。本議案は、第3号議案（資本準備金の額の減少）と一体として、当該自己株式取得を取締役会決議により機動的に実施するために必要な分配可能額を抜本的に確保することを主たる目的とするものでございます。

本議案による資本金の額の減少（約5,190百万円）は、その全額を「その他資本剰余金」に振り替えることにより、第3号議案による資本準備金の額の減少と合わせて、合計約10,420百万円のその他資本剰余金が創出されることとなります。これにより、会社法第461条第2項に規定する分配可能額が大幅に拡大し、以下の各株主還元施策、特に自己株式取得を機動的に実施することが可能となります。

① 自己株式取得の機動的な実施（本議案の中核目的）

当社の業績推移、財務状況、株価水準、資本市場環境等を踏まえた、
取締役会決議による機動的な自己株式取得の実施が可能となります。

会社法第459条第1項第1号に基づく定款規定の活用により、

取締役会授權による自己株式取得の枠組みを構築する所存でございます。

② 取得自己株式の消却を通じた1株当たり指標（EPS、BPS、ROE等）の改善

自己株式取得後の消却（会社法第178条）により、発行済株式総数を削減し、
1株当たりの諸指標の向上を実現することで、株主の皆様への利益還元を図ります。

③ 剰余金の配当の機動的かつ柔軟な実施

1株当たり1円の固定配当方針（第5号議案）を起点とし、業績推移、財務状況を踏まえた、
機動的かつ柔軟な配当政策の実施が可能となります。

業績の伸長に応じた配当性向の引き上げ、特別配当の実施等の選択肢が拡大されます。

④ 中長期的な株主還元方針の安定的継続

本議案の可決により、自己株式取得を中長期的に安定的に継続するための
財務的基盤が確保されます。

⑤ 資本効率の改善（コーポレートガバナンス・コード対応）

自己株式取得・消却を含む総合的な株主還元の機動的な実施により、
自己資本利益率（ROE）等の資本効率指標の改善が期待されます。これは、
東京証券取引所が要請する「資本コストや株価を意識した経営」
（コーポレートガバナンス・コード補充原則3-1③）への当社の積極的対応を示すものでございます。

また、本議案による資本金の額の減少に伴い、当社は税法上の中小法人（資本金1億円以下の法人）に該当することとなり、外形標準課税の対象外となること、繰越欠損金の控除限度額の緩和、その他各種税制優遇措置の適用を受けることが副次的効果として期待されます。これらにより創出される追加的キャッシュ・フローは、当社中期経営計画に基づく成長投資及び株主還元（自己株式取得を含む）の更なる充実に充当する所存でございます。

なお、本議案による資本金の額の減少は、当社の純資産の額そのものを減少させるものではなく、純資産の部における内訳の振替に過ぎないものであり、当社の財務健全性、信用力及び事業継続性に影響を及ぼすものではありません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額5,239,924,400円のうち5,189,924,400円を減少し、減少後の資本金の額を50,000,000円(5,000万円)といたします。

(2) 減少する資本金の額の処理方法

減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金として計上いたします。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年8月6日

(ただし、本議案の効力発生に必要な会社法第449条に定める債権者保護手続が同日までに完了しない場合は、債権者保護手続が完了した日)

(4) 発行済株式総数の変動の有無

本議案による資本金の額の減少に伴う発行済株式総数の変動はございません。本議案は、いわゆる「無償減資」（株式の併合等を伴わない計数上の減資）であり、株主の皆様の保有株式数及び持株比率に変動はございません。

3. 株主の皆様にご検討いただきたい点

本議案は、会社法第447条第1項及び第309条第2項第9号の規定に基づき、株主総会の特別決議をもって決議することを要するものでございます。本議案の可決により、当社は、第3号議案と併せて、合計約10,420百万円のその他資本剰余金を確保することとなり、これに基づき会社法第461条第2項に規定する分配可能額が大幅に拡大いたします。

当社は、これにより創出される財務余力を活用し、市場環境、株価水準、業績推移、財務状況等を勘案の上、効力発生後遅滞なく、新中期経営計画に掲げる時価総額1,000億円を視野に入れた中長期的な株主価値最大化方針に基づき、約100億円を一つの目安とする機動的な自己株式取得の具体的な実施に向けた検討に着手する所存でございます。

併せて、当社が税法上の中小法人に該当することにより享受される税務上の便益（詳細は第5項にて記載）

により創出される追加的キャッシュ・フローは、上記株主還元施策（自己株式取得及び配当）の更なる充実、新規出店、AI事業の研究開発、ヘルスケア事業の拡大等、当社中期経営計画に基づく成長投資及び株主還元に充当する所存でございます。

1. 剰余金の配当の必要性及び目的

当社は、株主の皆様への中長期的な利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けており、剰余金の配当について、1株当たり1円の固定配当を毎事業年度実施することを基本方針としております。

当社は、2026年3月期において暗号資産関連損失等を計上したこと等により、単体ベースの繰越利益剰余金がマイナスとなっており、現状のままでは、株主の皆様への剰余金の配当の機動的な実施に重大な制約が生じております。

そこで、当社は、第3号議案（資本準備金の額の減少）及び第4号議案（資本金の額の減少）の可決及び効力発生を前提として、当該議案により創出される「その他資本剰余金」を配当の財源として、本議案に基づき剰余金の配当を実施することといたしたく存じます。

本議案は、当社の株主還元方針の具体的な第一歩として、第3号議案及び第4号議案により拡大される分配可能額を活用した、株主の皆様への直接的な利益還元の実施を目的とするものでございます。

2. 剰余金の配当の要領

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円

配当総額 508,635,900円

(発行済株式総数509,156,000株のうち、自己株式520,100株を控除した508,635,900株を配当の対象とする)

(3) 剰余金の配当の基準日

2026年3月31日

(本第13回定時株主総会の議決権基準日と同一の基準日)

(4) 配当の効力発生日

2026年9月4日

(第3号議案及び第4号議案の効力発生を前提とする。)

(5) 配当の財源

その他資本剰余金（第3号議案及び第4号議案の効力発生により創出されるもの）

(6) 配当金支払開始日

2026年9月4日

3. 当社の中長期的な配当方針について

当社は、株主の皆様への中長期的な利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けており、本議案による1株当たり1円の配当を出発点として、以下の中長期的な配当方針を実施する所存でございます。

① 1株当たり1円の固定配当の継続的实施

本議案による配当を起点として、毎事業年度につき1株当たり1円の固定配当を、継続的に実施する方針でございます。

② 自己株式取得との組み合わせによる総合的な株主還元

剰余金の配当に加え、自己株式取得を機動的に実施することにより、総合的な株主還元の充実を図ってまいります。

4. 本議案の効力発生条件

本議案（剰余金の配当）は、その配当の財源として、第3号議案及び第4号議案により創出される「その他資本剰余金」を予定しているため、第3号議案及び第4号議案の効力発生を前提といたします。

第3号議案又は第4号議案のいずれかが承認されなかった場合、又は債権者保護手続その他の理由により、第3号議案又は第4号議案のいずれかが効力を生じなかった場合には、本議案（第5号議案）も効力を生じないものといたします。

一方、第2号議案（定款変更）は、本議案とは独立した議案であり、第2号議案の決議の成否は本議案の効力に影響を及ぼしません。

議案の関係性及び総合的な影響

1. 議案の相互関係

本書に記載の5議案は、当社の中長期的な企業価値の向上、特に今後の自己株式取得を機動的に決議・実施可能とすることを主たる目的とする総合的な施策、並びに役員選任に関する議案でございます。各議案の関係性は以下のとおりでございます。

議案	主要効果	相互関係
第1号議案	取締役5名選任（上四元・横山・位高・舟越・白井）→ 取締役会体制の整備	独立した議案
第2号議案	事業年度 4-3月期 → 1-12月期 → グループ経営管理の高度化	独立した議案
第3号議案	資本準備金 約5,230百万円 → その他資本剰余金 → 自己株式取得原資の創出	第4号議案・第5号議案と連動
第4号議案	資本金 約5,190百万円 → その他資本剰余金 → 自己株式取得の機動的決議の実現	第3号議案・第5号議案と連動
第5号議案	1株当たり1円の配当（総額508,635,900円）→ 株主還元 of 具体的実施	第3号議案・第4号議案を前提

企業集団の現況に関する事項

(1) 設備投資の状況

当連結会計年度は、新規出店や移転に伴う店舗の内装工事などにより、設備投資拡大を行いました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは、M&Aを活用した事業ポートフォリオの多角化（コンサルティング事業、ヘルスケア事業及びインベストメント&アドバイザリー事業の新設・拡大）、戦略的投資の遂行、並びに財務基盤の強化を目的として、以下のとおり資金調達を実施いたしました。

① エクイティ・ファイナンス（株式による資金調達）

当連結会計年度において、新株予約権の行使に伴う株式の発行により10,401百万円、新株予約権の発行により28百万円、合計10,429百万円の資金調達を実施いたしました。当該資金調達により、資本金は前連結会計年度末の10百万円から当連結会計年度末は5,240百万円となり、5,230百万円増加いたしました。当該資金は、M&Aの実行、戦略的投資の遂行、及び財務基盤の強化に充当しております。

② デット・ファイナンス（負債による資金調達）

当連結会計年度において、社債の発行により8,250百万円の資金調達を実施するとともに、6,750百万円の社債償還を行いました。これにより、当連結会計年度末における社債残高は1,500百万円となっております。社債による資金調達は、運転資金需要への対応及び戦略的投資の機動的な遂行を目的としたものであります。

また、借入金につきましては、短期借入金が50百万円減少し、長期借入金については620百万円の返済を実施いたしました。これらの結果、当連結会計年度末における借入金残高（短期及び長期の合計）は593百万円となっております。

③ 財務基盤の状況

上記の資金調達活動の結果、当連結会計年度末における資本合計は11,001百万円（前連結会計年度末比9,258百万円増加）、親会社所有者帰属持分比率は58.1%（前連結会計年度末比3.0ポイント上昇）となり、当社グループの財務基盤は大幅に強化されております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

記載すべき事項はありません。

② 子会社及び孫会社の状況

会社名	出資比率	主な事業内容	備考
株式会社Convano consulting	100.0%	コンサルティング事業	—
Convano Investments Limited	100.0%	投資事業	—
株式会社シンクスヘルスケア	100.0%	ヘルスケア事業	株式会社Convano consulting を通じて完全所有
虎ノ門キャピタル株式会社	100.0%	投資及びM&Aファイナンシャルアドバイザー事業	
株式会社DataStrategy	100.0%	コンサルティング事業	

会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
上四元 絢	代表取締役社長	
横山 周平	取締役副社長	
位高 力	取締役	株式会社おいしい厨房 代表取締役 株式会社アセットフリエイト 代表取締役
東 大陽	取締役	株式会社Convano consulting 代表取締役 株式会社虎ノ門キャピタル 代表取締役
白井 真	社外取締役	光和総合法律事務所パートナー ライト工業株式会社 社外取締役 東洋証券株式会社 社外取締役
中川 信男	常勤監査役	
橘 隆造	監査役	合同会社 Corben代表 有限会社橘屋 代表取締役 橘隆造税理士事務所代表
有賀 知哉	監査役	有賀知哉税理士事務所代表 有賀行政書士事務所代表

- (注) 1. 取締役白井真は社外取締役であります。
 2. 常勤監査役中川信男、監査役橘隆造は、社外監査役であります。
 3. 取締役白井真は、弁護士として、法的視点及び幅広い見識を有するものであります。
 4. 常勤監査役中川信男は、上場会社の財務経理担当取締役経験者であり、財務及び会計の豊富な職務経験を有しております。
 5. 監査役橘隆造は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役有賀知哉は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、取締役白井真、常勤監査役中川信男、監査役橘隆造の各氏を、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 8. 当社は執行役員制度を導入しております。2026年3月31日現在の執行役員の氏名・地位及び担当は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
平根 勇	執行役員
斎藤 有美	執行役員 経営企画室及び財務経理

(2) 事業年度中に退任した会社役員

氏名	退任日	事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
有賀知哉	2025年6月27日	任期満了	取締役 有賀知哉税理士事務所代 表有賀行政書士事務所代表
谷口哲一	2025年6月27日	任期満了	監査役 谷口法律事務所代表弁護士 信和株式会社 社外取締役監査等委員

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
	基本報酬	ストックオプション	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	59,724千円 (7,720千円)	— (—)	— (—)	— (—)	6名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	14,000千円 (11,600千円)	— (—)	— (—)	— (—)	4名 (3名)
合計 (うち社外役員)	73,724千円 (19,320千円)	— (—)	— (—)	— (—)	10名 (5名)

- (注) 1. 当事業年度末の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名であります。
2. 当事業年度に係る業績連動報酬等の支給はありません。また、当事業年度において、当社は非金銭報酬等に関する制度を設けておりません。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 業績連動報酬等に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

c. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模又は業種・業態に属する企業を参考として報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬委員会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

d. 報酬等の決定の委任に関する方針

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議

a. 取締役の金銭報酬

2017年6月28日開催の第4回定時株主総会において、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益の総額を年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

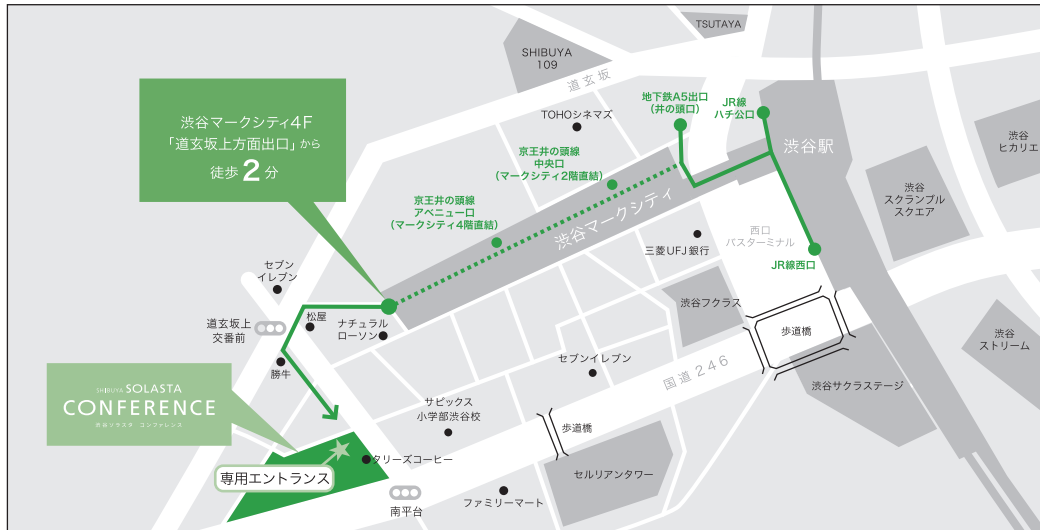
b. 監査役の金銭報酬

2023年6月28日開催の第10回定時株主総会において、監査役の報酬の総額を年額2,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任

取締役会は、代表取締役社長上四元絢に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適しているためであります。

株主総会会場ご案内図



会場

東京都渋谷区道玄坂1-21-1
渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタ コンファレンス 4D

アクセス

JR・各線「渋谷」駅 西口より徒歩6分
渋谷マークシティ4階「道玄坂上方面出口」から
徒歩2分

※株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



本社所在地：
東京都渋谷区桜丘町22番14号
N.E.S.ビル5棟 地下3階